

葛飾区行政評価委員会傍聴規程

平成 22 年 7 月 14 日

会 長 決 定

(目的)

第 1 条 この規程は、葛飾区行政評価委員会設置要綱（平成 14 年 5 月 29 日付け 14 葛政企第 20 号区長決裁）第 11 条の規定に基づき、葛飾区行政評価委員会の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会議の公開)

第 2 条 葛飾区行政評価委員会の会議（以下「会議」という。）は、公開とする。
ただし、会長が、公開することにより公正かつ適切な審議等を妨げるおそれがあると認めた場合は、この限りでない。

(傍聴人の定員)

第 3 条 傍聴人の定員は、会長が定める。
2 傍聴しようとする者が定員を超えたときは、抽選により傍聴人を決定するものとする。

(傍聴人の入室)

第 4 条 傍聴人は、会議室に入室しようとするときは、指定の入口で傍聴人名簿にその住所及び氏名を記入しなければならない。

(傍聴することができない者)

第 5 条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。
(1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物品を携帯している者
(2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
(3) 酒気を帯びていると認められる者
(4) その他会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者
2 会長は、前項各号のいずれかに該当すると認められる傍聴人に対し、入室を禁止することができる。

(傍聴人の守るべき事項)

第 6 条 傍聴人は、次の事項を守り静穏に傍聴しなければならない。
(1) 飲食又は喫煙をしないこと。
(2) 携帯電話等の電源を切ること。

- (3) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (4) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (5) その他会議の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影又は録音の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りではない。

(係員の指示)

第8条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(退室の命令)

第9条 会長は、この規程の規定に違反していると認められる傍聴人に対し、退室を命じることができる。

(傍聴人の退室)

第10条 前条の規定により退室を命じられた傍聴人は、速やかに退室しなければならない。この場合において、当該傍聴人は、当日再び会議を傍聴することはできない。

(会議開催の周知)

第11条 会議の開催については、広報かつしか等に掲載し周知するものとする。

(分科会への準用)

第12条 第2条から前条までの規定は、葛飾区行政評価委員会の分科会の傍聴について準用する。この場合において、「会長」とあるのは「分科会長」と読み替えるものとする。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、その他会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規程は、平成22年7月14日から施行する。